

第 453 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 10 月 7 日 (火) 15:00 ~ 17:49

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 佐々木委員、松本委員

労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員

使用者代表：狩野委員、西岡委員、平野委員、福母委員

事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、
濱賃金調査員

4 議題

- (1) 資料の差し替えについて
- (2) 佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について
- (3) その他

【第1回全体会議】

○岩竹室長補佐

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

審議に入ります前に事務局から報告させていただきます。早川委員と浜村委員につきましては、本日は欠席との連絡が入っております。福母委員につきましては、30分程度遅れるという御連絡がありましたので、よろしくお願ひします。

本日は、本委員会が最低賃金審議会令第5項第2項に規定されている定足数の10名に達していることをご報告いたします。また、本審議会は原則として公開になっておりますが、本日の傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願ひします。

○甲斐会長

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から第453回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

議題(1)資料について差し替えやそのほかについて事務局から説明をお願いします。

○河野賃金室長

まず、前回の審議会で委員の皆様からお尋ねがあった点に関して、回答させていただきたいと思います。また、前回の説明資料に誤りがございましたので、説明の最後に差し替えと内容の御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まずは1点目でございます。各局の特賃の必要性審議の内容についてのお尋ねということで、この御質問に関しては、中国・四国から西側で、一般機械と電気機械の特賃を設けている都道府県を確認いたしました。

まず、一般機械の方になりますけれども、西日本で一般機械のある県につきましては全部で7県ございますが、その中で「必要性あり」となったのが5県、「必要性なし」が2県です。一般機械で今年新たに「必要性なし」になったのは広島です。長崎につきましては、平成4年から埋没しているという状況でございます。

電気機械につきましては、西日本で電気機械を設けている県が14あるなかで、「必要性あり」となったのが9県、「必要性なし」が5県になりますけれども、そのうち3県につきましては、令和4年から埋没をしておりまして、今年初めて「必要性なし」になったのは鳥取、山口の2県ということになっております。必要性審議の状況については以上でございます。

次に、2点目です。本年度の地賃の改正額について発効日の遅れを反映させた、実質的な賃上げ額を計算してほしいという御要望がございました。これに関しましては、お手元に資料を配付しておりますので、こちらを御参考にしていただければと思います。

この資料に記載されている表に関しては、2025年10月1日から2026年9月30日までの1年間の年間収入を試算して比較をしたものになっております。表の中の は、実際の地賃の改定額と発効日で計算した金額、 が国の目安どおりの金額で、かつ、10月1日に発効したと仮定して計算をした額になっておりまして、 と を比較して、

目安を下回った県に丸がついています。 の合計数は 26 県になります。佐賀県につきましては、目安と同額になっております。また、九州内では鹿児島と並んで福岡県に次ぐ 2 位、になっております。

続きまして、3 点目でございます、特賃の指定日発効についてのお尋ねで、前回の審議会では法定発効を目指していることを申し上げた次第ですけれども、昨年度の全国の発効状況について確認をしましたところ、局によっては伝統的に 12 月 31 日に指定日発効しているというようなケースもございましたので、参考までにお伝えしたいと思います。

最後に 4 点目、基礎調査の総括表について、でございます。

前回の審議会で、総括表の合計の労働者数についてお尋ねがありましたが、改めて総括表を確認して判明した内容につきまして、2 点お伝えいたします。

まず 1 点目。資料の差し替えについての説明ですが、特賃の適用労働者として、18 歳未満と 65 歳以上は本来適用除外されているところ、計算に当たってこの年齢を除外せずに、全ての年齢込みで計算を行っていたということが判明しました。前回提出した総括表につきましてはその分の人数が増えているということになりますので、再度計算をやり直して修正版を本日、配付させていただいております。確認不足で大変申し訳ございませんでした。

2 点目として、基礎調査にあたって、製造業は 100 人未満の事業所を対象として実施をしておりますので、総括表に出ている合計労働者数というのは、中小、小規模事業所対象の人数になります。特賃の適用労働者の全体の人数より少ない人数が合計数になっており、違和感があるという御意見をいただきましたが、基礎調査の数字については 100 人以上の事業所に所属する労働者数が入っておりません。この基礎調査については、最低賃金の審議の材料にするために、最賃の影響を最も受けると思われる中小・小規模事業所を中心にデータ収集を行っておりますので、そのような結果になりますことを御理解いただければと思います。

3 点目に、前回の審議会の中で、総括表について、佐賀では収集データを事業所数を元に復元をしているけれども、労働者数で復元をした方が実態に近いのではないかとお伝えした件ですが、今回、労働者数で復元して総括表を作ったのですけれども、結果は事業所を元に復元した数字とあまり変わらなかったということが判明いたしました。

ここでは全体の労働者数のみとお伝えしたいと思います。一般機械が 3,044 人、電気機械が 1,446 人、陶磁器が 1,457 人ということでございます。

○甲斐会長

河野賃金室長、すみません。前回から 2 週間ほど経っていますので、先ほど言われた差し替えの分や質問に対する回答については、資料に基づいておっしゃっているのですか。それとも口頭のみの説明ですか。

○河野賃金室長

申し訳ありません。前回、お渡しした総括表の合計労働者数のところを御覧ください。

○甲斐会長

総括表は何ページに当たるのですか。

○河野賃金室長

青色のインデックスの資料の7ページ目を御覧いただくと、まずは一般機械の総括表が付いていると思います。ここの中上に労働者数の合計が記載されています。

前回、お渡しした資料では事業所で復元した人数が3,246人ですが、今回、差し替えた資料は18歳未満65歳以上を除いて、事業所で復元したものを受けています。事業所で復元したものになっておりますので、前回と今回資料の違う点は、年齢だけです。本来、適用除外しないといけない人数が、前回お渡しした資料には入っていましたので、それを除いて事業所ベースで復元した資料が今回の差し替え版の資料になります。

○甲斐会長

それが、さっき言われた3点目のことですよね。

○河野賃金室長

そうです。

○甲斐会長

今、言われているのが、事業者数か労働者数のことですよね。

○河野賃金室長

復元の方法として、事業者数なのか労働者数に基づくのかという話なのですけれども、両方の数字を出してみたところ、結論としては、大きな違いはなかったので、今回はあくまでも事業所で戻したものを資料として提出しています。

労働者で復元するのか、事業所で復元するのかについては、今後の問題として、改めて別の場で審議をさせていただきたいと思っていますので、今回については、あくまで今までの事業所で復元してきたという経過に基づいて、事業所ベースで作り、かつ本来、特賃では除くべきであった18歳未満65歳以上を除いたもので資料を作っています。

○甲斐会長

はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、まず今説明された分の、四国、九州や西日本の状況につきまして、口頭で説明がありました。それから、私から追加で尋ねたように、18歳未満65歳以上を除いた資料との差し替えということ、それから、その際に事業所ベースと労働者ベースで違うのではないかと前回、御意見が出ましたので、それについて再度、集計していただいたら、事業所と労働者で復元した場合に、ほぼ変わりがなかった、ということです。今の3件について何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

○西岡委員

最後の分は難しいからあえて聞きませんけど、各県の状況で、西日本と言われるとちょっとピンと来ないものですから、九州管内でいうと、さっきの分け方でいうとどの県なのか教えていただくと助かります。

○河野賃金室長

「機械」と「電機」についてお伝えします。

「機械」に関しては、長崎が令和2年に埋没をして以降、九州管内で佐賀以外に有効な「機械」の特賃はない、ということです。

○西岡委員

なしということですね。

○河野賃金室長

「電機」に関しましては、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、で設けておりますが、この中で長崎、宮崎、鹿児島が令和4年以降埋没しているという状況です。残りの、福岡、熊本、大分はいずれも「必要性あり」ということで金額の審議に入っているという状況でございます。

○甲斐会長

西岡委員よろしいですか。

○西岡委員

はい、分かりました。埋没というのは改定していないということですか。廃止ということですか。

○河野賃金室長

「必要性なし」となって、金額審議を行わず、地賃を下回っているということですが、廃止まではされていない状態です。

○西岡委員

ありがとうございました。

○甲斐会長

福岡、大分、熊本は、いずれも「必要性あり」ということで進めているということです。ほかに何かございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

○甲斐会長

はい、それでは審議に入っていきたいと思います。

前回、議論をしましたけれども、使用者からは今年度、審議の必要性なし、という御意見をいただきました。その後、それぞれに意見交換を行いました、前回、結論は

出す、そして本日また再度どういう審議をするかというところで、まずは使用者の皆様の御意見をお伺いできればと思っております。その後、それを受けて労側の皆様の御意見をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

はい、使用者からの御意見をお伺いいたします。

○西岡委員

私から必要性について意見を述べさせていただきます。

前回、労働者側の皆様から必要性、公益側からも意義については御説明をいただきました。また、諸富委員からは特賃の必要性についても詳しい資料を出していただきまして、それについても私も改めて勉強させていただきまして、それぞれのお考えというのは認識をしているつもりでございます。

もともと特賃の役割というのが皆様、御承知のとおり、様々あるわけですけれども、そういう中で今回、地賃の引上げ額が非常に大きいという状況の中で、これまで特に魅力的な産業の向上とか人材確保、その辺りを理由に特賃の必要性というのはあったかと思いますが、非常に地賃が必要以上の賃上げ率になっていて、一般機械、電気機械の業界も非常に厳しいというお声をよく聞いております。

今回、判断するに当たって、一般機械は 183 事業所、電気機械は 77 事業所が適用範囲になっていますけども、それについて労働局に企業名をお知らせ願えないかとお願いしましたけれども、そこは出せないということでしたので、私なりに一般機械、電気機械に属する企業について、インターネット等で検索をさせていただいて、財務状況とか資本金の大小、売上額等分かるところは調べさせていただきました。また、同時に中小企業経営者、関係業界の経営者、工業団地関係者含めてヒアリングをしてまいりました。

ひとつは、やはり、今、申出書に出していたいている、労働組合がある大きな企業というのは、やはり資本金も非常に高いし、業績も非常に良いのですが、ヒアリングをした 1 千万円以下の何百万円という資本金で事業をしていらっしゃる鉄工所の辺りは、やはり金融機関からのお金の工面ですとか、価格転嫁などが十分にできず、反対になかなか厳しい状況が続いているという、同じ業界の中でも格差があるような状況を改めて認識をしました。

そういう中で、例えばある業界の会長にあたる方でございますけれども、賃上げの流れについては、政府主導で行われていますが、自分たちも利益が上がる限り、可能な限りこれからも対応していくという認識でした。ただ、経営的には原材料価格やエネルギー費用が高騰し続けて、原資の部分でいうと経営的には非常に苦しいと、これに重ねて地賃も高い金額で上げられておられますので、特賃で今以上に上げることになると、人材確保という名目だけでこれまで対応してきた防衛的な賃上げ等々はなかなか厳しいという声が多くございました。

鉄工団地の関係の方々も該当の企業があられますけれども、人材確保だけではなかなか厳しいと。今以上の引上げに対応できるような状況にないという声が多くございました。

私的には、やはり今回の最低賃金の引上げで、また地賃額が特定最低賃金を上回っているというのは、必要性審議の検討する理由の中の最大の要因になっているかなと思っております。電機については、既に昨年から特賃額を上回っておりましたので、

昨年来この必要性については、改めて審議した上で、可否を決定する必要があるかなと思っておりました。

一方で、申出事業所の初任給又は時間単価を見ると、隣県と比較しても同水準の 19 万円、20 万円という初任給の金額は確保されておりましすし、福岡県の 1,057 円という金額は、申出の事業所の一部を省いてほぼ上回っておられるということからすると、公正な競争の確保とか、労働条件の向上という点は既に役割を果たしているのではないかという認識をしております。

今、地域別最低賃金の在り方にしても、審議会の中で審議しているのですけど、これまでと違って政府の主導、目安額も高い、県からの要望もある、人材流出という隣県のことにも参考にしなければいけないという、なかなか審議に影響される諸要因が以前と比べて非常に増えているということが、危惧されるところであります。

先ほど、局からもご紹介がありましたとおり、九州各県の中で、今以上の特賃の賃上げは厳しいということで、一般機械、電気機械を改定していないところも多くあるということでございました。そういう背景や佐賀県の皆様の声を踏まえたところ、これ以上特定の中で、重ねて賃金を上げていくことについては、非常に厳しいという声から、審議をする必要は薄いと考えております。

この前、早川先生が改めて企業に調査してくれないかという話もあったので、狩野委員から調査をしていただいているので、それを少し発表させていただきます。

○狩野委員

佐賀商工会議所の狩野です。

商工会議所の中で事務局を持っています「佐賀工業会」という経営者の集まりがございまして、そこに所属している会社は、社長が会社に出勤されるようなところで、割としっかりした会社が多いという印象です。この佐賀工業会に所属しています 47 社に対して、アンケートを取りました。47 社のうち回答は 20 社ございまして、そのうち、一般機械が 9 社、電気機械が 2 社ございました。窯業は該当なく、その他は佐賀の地域別最低賃金が適用されるところでした。

特定最低賃金が適用される 11 社のうち、率直に特賃の改定に必要性を感じるというところが 3 社ございました。必要性はない、感じないというところが 6 社ございました。分からぬとか未回答は 2 社ございました。11 社のうちの 3 社は必要性がある、6 社が必要性はないということでございます。

特賃を適用するメリットとして挙げられたのは、県内の企業に賃金というハードルを課して、改革を起こして活性化を図れるのではないか、といったところにメリットを感じる、ということでございました。一方で、デメリットとしては、支払が大変ですし、もともと頑張っているスタッフには多少、賃金を多めに払ってやりたいと思っているのですけど、それができなくなるという意見や、会社の経営を圧迫しているというような声がございます。自由記述欄では厳しい意見が多く、今回は見送りしていただきたいという御意見ですか、就労時間の調整をするため個人の手取りがなかなか増えなくて無意味ですか、特定最低賃金の区分をなくしてもいいですか、社員のことを考えると賃金は上げてやりたいが、物価高の中で経営が厳しくなる、それを法律で決めるのはどうなのかと思う、という意見がございました。なかには大きいところですけれど、決定に従いますみたいなことは書かれているところもございまし

た。

先ほども申し上げましたように、「佐賀工業会」という割としっかりした会社が多く所属しておりますが、前回の審議会の中で、少し話がありましたように、商工会議所の小規模事業所のお客様がございまして、9月17日に社長のところに話を聞きに行きました。そこは、社長と正社員の事務と工場管理者の数名しかいなくて、あとは女性の40~50代のパート従業員が20名ぐらいいらっしゃるところです。半導体関係の下請けのような感じですけれど、そもそも今厳しいという状況です。特賃の改定以前に県の最賃が1,030円になり、これにひどく落胆されている感じでした。

やはり年収の壁というのをパート従業員が非常に気にされていて、様々な壁がなくなる方向で進んではいるのですが、そもそもこの壁が複雑であり、政府の説明も分かりにくいところが多く、そこを従業員に説明してもなかなか伝わらず働き控えが起きてしまって、シフトを組むのが非常に大変ということもおっしゃっていました。

パート従業員の時給は、今、だいたい956円や1,005円からスタートして経験に応じて昇給させていますけれど、パート従業員と一言でいっても、やはりスキルや勤務年数や作業能力に差があります。安い人の時給を上げると、高い人との差が縮まって、結果、スキルがある人から辞めていってしまうとか、そういった状況に苦慮されているということです。やはり長い人は、「最初自分が入った時には700円だったのに、今入っている人は1,000円か。」と。そういった部分でモチベーションもなかなか上がらないということです。

私がお話を聞いていて、これは大変だなと思ったことですが、社長はしっかりした方なので、もともとパート従業員も社員として雇った以上は家族同然の付き合いをしていましたけれど、これだけ人件費が上昇していって、時給でこれだけ払っている、というなかで、変な話とおっしゃっていたのですが、有給休暇を取るとか、トイレットペーパーを使い過ぎるなど細かなところまで気になってしまい、それで社内がギスギスしてしまい、社内の雰囲気まで影響されてきているとのことです。今、SNSでも話題になっておりますが、様々な労働者の権利というのは、それは大事なことなのですけれど、そういったところで何となく経営者と労働者が敵同士になっているような感じがして、こういったのは本意ではないということをおっしゃっていました。

こここの会社は、そもそも手作業とか軽作業が多い職場で、ずっと商工会議所もパートナーシップ宣言とかで価格転嫁していくましょうということを言っていますけれど、川下からずっといろいろな価格転嫁していくって、実際自分のところに来るまでは時間がかかる。今、価格転嫁をしたとしても、それがうちに来るまでは半年から1年後になるのではということもおっしゃっていて、そういったタイムラグも影響しており、まだ商品の単価が上がらないうちから人件費が上がっているみたいだと、そういったお話をございました。そういったところで、やはり小規模事業所に対しての特賃の改定は非常に厳しいのかなと思います。

現在、政府や県において色々考えていただいているとして、この審議会でも冒頭で、県からの意見の中で、県もこれだけやっていますみたいなことをおっしゃっていたのですけれど、例えば、9月の議会でいろいろな補助金が実際作られています。賃金アップ補助金といって、賃上げをするために生産性向上の取組をするところに200万円の補助金をする。2億5千万円くらいの予算が付いていますけれど、2億5千万を200万円で割ると120件くらいです。佐賀県内3万5千社あるというのに対象が120

件まで。お分かりかと思いますが、なかなか行き渡らないということです。

賃上げ税制についてもアンケートを取ったのですけれど、6割ぐらいが使っていないという回答で、その内の7割ぐらいが制度を知らなかったという回答です。実際、私も商工会議所で個人事業主の確定申告でやっていますので、実際見てみたら国税局のホームページの説明が難しく理解できません。書類を作成するのに時間がかかるので、多分税理士も積極的には声かけしていないのではないか、よほど経営者が経理担当者が「賃上げ税制というものがあるから、使いましょう」と言わないと活用されていないのかなという気がします。様々な支援がありますけど、これは小規模事業者様へ行き渡っていないということです。使わるのが悪いというのは、それはそうかもしれません、そういう世界もあるところを法律で縛ってしまっているというのは非常に厳しい状況かなと思います。

すみません、長くなりました。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、他の方から何かございませんでしょうか。福母委員が見えられました。

○福母委員

すみません、少し遅くなりまして。

○甲斐会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、またお伺いするとして、ただ今、使用者側からいろいろと御意見を伺いました。それに対して労側からの御意見、あるいは労側からまた他の提案などございましたらお願いいいたします。

○松尾委員

先ほど、様々な補助金とか税制の優遇措置について、知らないところ使っていないところが多いとお聞きをしたのですけれども、当然行政などでも周知はしていると思うのですが、経済団体として周知とかやられていないのですか。

○西岡委員

やっています。ガンガンやっています。

○松尾委員

それでもやっぱり分からぬといふところがある。

○西岡委員

賃上げ促進税制をやらないというのと補助金の申請やらないというのは少し主旨が異なっていまして、促進税制の場合ですが、よほど法人税を納めているところでないと、いわゆる経営状況がいいところじゃないと税制のメリットがないというところもあって、佐賀県の場合は6割以上が赤字団体ですので、まずそのような団体へはおす

すめされないというところはあります。

補助金は口を酸っぱくしてお願いして回っているのですけど、対象数が少なく、すぐ定数になるというのはあります。行政の資料は、簡素化へ向けて努力はしているのですけど、事業所の方が見ても分からず、申請が難しいと、聞いただけで嫌になるもんね、ということになってしまって。ただ申請を促す努力は引き続きしていかないといけないと思っています。

○松尾委員

せっかく設けている制度というか、補助なので、使うか否かはそれぞれの事業所によって違うのでしょうかけれど、知らないということがないようにしっかり周知をしていかないと、と思います。最低賃金の改定もそうですが、事業所内での賃上げのときも、非常に苦しいというのは分かっていますので、社内でどのように工夫をしていくかとなったときに、そのような補助金も使うべきだという、やはり使っていただきたいと思いますので、その辺りどうなのかなと単純に疑問に思っての質問でした。

○西岡委員

私も松尾委員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、やはり生産性向上の部分って速効性がないものですし、手数料や一部負担があるので、実行に移すとすぐに原資が増えるかというとそうでもありません。そこの原資が見出せないという背景もあったり、さまざま課題はありますけど、その辺りは労働局と他の経産省も含めて様々な補助金があるので、連携して周知に努めるというのも私たちの仕事かなと思っておりますので、松尾委員の御意見を参考にしっかりと周知をして参ります。

○甲斐会長

ほかに何かございませんか。

○狩野委員

補足というか、県の補助金に関して言いますと、前回の分が、採択率が半分ぐらいだったと思います。だいたい多くの社長は申請が通る通らないに関わらず、それを承認の上で申請されるのですが、中にはそれを知らなかつたと、「何で教えてくれなかつたのか」と商工会議所はよく怒られます。

それは、賃上げ原資を確保するためにこういった設備を入れて、生産性を上げて、要は所得を出して賃上げをした、という事業計画書を書いて、それをもって今後も持続的に払いますみたいな事業計画書を作ります。設備投資を入れたのに対して3分の2の200万円出るとか、そういう補助があるから、じゃあ300万円の機械を入れて、という予算の都合の上でそうなっているのですけれど、そういう中で、それこそ一生懸命教えて書類を書いてやって出したけれど半分は落ちるとかなると、こちらとしてもやはり「補助金があるから賃上げしましょう」というのはなかなか言いにくい面があります。何か順番がおかしいなという気がしております。

○甲斐会長

はい、ほかにございますか。

○諸富委員

基本的なことをお伺いするようなことになるのですけど。

特賃の役割としては、県内の産業の中でもとりわけ重要性や必要性を感じる中で、特にこの3業種についてはしっかりと人を確保して事業を継続や発展をさせていくといった背景があると思います。

このような中で最低賃金が引き上がっているというのは、当然理解をするのですけれども、特に3業種については必要なスキルや力量を求めていたりは現実あると思います。例えばですが、少し乱暴な言い方をすると、高校生のアルバイトと、特定産業の方の時間給が同じであるということについて、私たちとしては非常に違和感を覚えます。

現在、地賃にのみこまれている電気機械のパート労働者の方に少しヒアリングをしています。やはりそこに出でてくる意見としては、時間額の差別化については必要で、そこに関しては強い思いを持たれている。従来でも正社員の方との待遇の格差というところもある中で、更には高校生と時間給が変わらない方が入ってくると、果たして当該産業で頑張ることが本当に正しいことなのかと疑問があるということでした。

単価だけを追いかけるのであれば、もっとほかに選択肢があるのではないかという声が全体的に強くなっているという感じです。このような中で、特定最賃の位置付けや労働者の動きを考えたときに、そこの賃金格差がなくてもいいものなのか、ということを私たちは問いたい気持ちです。

○甲斐会長

今の点については、使用者の皆様いかがでしょうか。

○福母委員

回答になるかどうか分かりませんが、現実問題として特定最賃が県の最賃を下回る状況になり、労働者の移動が生じ、3業種に従事する労働者の減少が起こる可能性は十分にあります。また、アルバイトと既存の熟練社員やスキルを持った人の時給が同じになることもあります。そのためにはすると思うのですけれども、先ほどのヒアリングの中にもあったとおり、やはり仕事ぶりに応じて適正な賃金を払うという、払いたいという経営者は当然一般的だと思いますので、賃金に違いをつけるというのは諸富委員もご理解されていると思います。

問題は、県最賃が大きく特定最賃をのみ込んでしまうぐらいの高いレベルの水準にあるということが、現下の経営状況に非常に影響が大きくなりすぎているということがあって、そういう諸富委員のおっしゃるとおりのことはあるのですけれども、それを考慮して、じゃあ特定最低賃金を上げましょうかと、今年は改定しましょうとか、そういう状況に現在はなりえないということが、ヒアリングや私も含めて感じているところです。

私は職員を雇っているので、経営者の端くれとしても言いますけれども、やはり仕事ぶりに応じて賃金を設定して労働者が満足し、満足度を高めるような待遇をしたいとは思っていますが、でもそうは言っても払えないものは払えませんよね、ということです。

しかし、特賃に該当する労働者を雇っている経営者は多く、3業種に属する労働者の最賃は法律で決まっています。

現実問題としては、特賃が県最賃と一緒になり、アルバイトの人と長年働いてきた人が同じ賃金で働くことになると、納得性は高くないとは思いますけれども、企業経営上そういう事態は当然起こりえるような、県最賃の存在感がある金額になってしまっているということが現実ではないかと思います。

○諸富委員

少し主旨が違いますが、私が聞いたかったのは、年齢や熟練度に応じて待遇格差や様々な差が出るというのは当然どの企業でもあるかと思います。採用する入り口のところで、そもそも当該産業として、専門スキルを求める人材を必要とする一方で、専門スキルを要しない業種と同じ入口で、本当に適切な人を採用できますか、ということです。

○福母委員

少し整理できてないところがあるのですけど、それを特定最低賃金に求めるかどうかというところが今の議論なのかもしれませんけれども、特定最低賃金で、ほかにも様々な方法があると思います。理解していないという反論を受けそうなのですけど、この場で特定最低賃金の改定の必要性を認めて、改定をすることでいい人材を確保するということは、ひとつの手順としてはあると思うのですけど、それよりも自社で支払能力に応じて、この様な賃金で募集しますと、そういうやり方もあるかと思うのです。だから、特定最低賃金は全ての諸富委員がおっしゃっているような解決策につながるわけではないので、その点で、平行線になるのか私が理解していないのか、そういう話になるかと思います。

もうひとつ、特定最低賃金って昔の産業別最低賃金の時は、昔の地賃の3割ぐらい上をいくのが妥当だという水準のレベル感です。その根拠となるのは、基幹的労働者という枠があって、そこを対象にしているのだと。だから地賃は一般的な労働者というか、基幹的でないというのは好ましくないかもですが、そういうイメージです。既に、現状皆様よくお分かりだと思いますが特賃が地賃を3割超えていないわけで、既にこの制度自体が破綻しているのです。

当時、日経連のときからずっとこれは廃止すべきだという中で、佐賀県の審議会でも労働組合の方々が頑張って改定の申し出をされて、それに応じて物価が上がっていながらもかかわらず地賃に準じて上げてきたというのがここにあります。陶磁器にいたっては、陶磁器産業を残したいという御意見があったので、直接、陶磁器の特賃と陶磁器産業を残すかどうかとか、発展を、というのは直接リンクしないと思います。今、山口委員に特に言いたいのは、そのうち有田も元気になるだろうと、そしたら3割とは言わないけど2割ぐらい上げるような時代が来るのだろうというのを応援しようという前提があって、ずっと改定をしてきたというところはあるので、その辺は御理解いただきたいと思います。少し諸富委員のお尋ねとは違う回答になっています。

今年の改定はどうなのかなという感じですかね。県最賃だけでは駄目ですか。

やはり電機必要だよとか、陶磁器もなくなったらやはり寂しいね、とか様々肯定的な意見はあるので、さらにそのような意見が上がってきたときに、また改定を考えれ

ばいいかなという気がいたしております。

○甲斐会長

ほかに何か御意見等ございますか。

○彌常委員

よろしいですか。

前回の審議会のときは、3社が肯定的というお話がありました。特賃じゃないけど最賃のときも肯定的な事業所もいらっしゃると。

今回の福母委員からの特賃が必要な理由としては、県内の企業で切磋琢磨したり、3割引き上げるとか、特定最賃は基幹産業、県の産業として必要なものであると。

私の特定最賃の認識として、隣接県との状況を考えながら、さらに、県内で際立つために、リーダーシップを取っていかなくてはいけないという位置付けもあると思うのです。

給料の面で比べますと、隣接県の福岡の一般機械では、年間所得を平均すると100万円ぐらい違うという記事がネットで出ていました。賃金において、特定最賃が地域最賃と同じになると、諸富委員が言われたように、同じ採用をかけたときに、スキルアップの技術差が必要なところで、それに相当の人材が確保していけるのか疑問に思います。逆にそれ相応の人材を確保せずとも会社が成り立つところでも、中長期的に見て、本当に優秀な方は、他県、隣接県、あるいは久留米の工場とかに行って、結果、県内では生産量の低下がおきて、将来的には落ちていくと思うのです。

特定最賃の企業にとっては、最低賃金よりもどれだけを上がるか分からず不安でいらっしゃると思います。そこを我々が、金額を審議して、今の状況では10円なのか、もう少し生産性を上げて県内が活性化していけば20円なのか、目指すところはどこなのかというのを審議していくのが特定最賃だと思っています。

やはり中小企業は厳しいというのは分かります。赤字というものを、黒字化するためにどうするかと非常に難しいというのも分かっています。人件費という賃金は2020年代で1,500円にするんだということを政府は言っていますので、その最賃と特定技能が必要なところで、どのように県内の基幹産業を育していくかというのを考えた上で、そこに働く人たちを一段階、引き上げる審議をさせていただければ、と思っていますので、意見を述べさせていただきました。

○甲斐会長

はい。ありがとうございました。

○福母委員

いいですか。福岡のどこの賃金ですか。

○彌常委員

ネットで福岡と佐賀の一般機械における、賃金の平均の格差を調べたのです。それは正式な公的機関である労働局等が出したものではありません。デューダとか採用企業のところが出しているデータで、約100万円の差がありますというものが出ていた

ので、実態はわかりません。

福岡労働局が出している令和7年の8月分の職種別求人賃金・求職者希望賃金情報というものが公開されているのですけれども、様々な職種で求人賃金の下限と上限、そして求職者の希望賃金の一覧表があるのですけれども、一般機械が入るであろう「製品製造加工処理」では、求人の賃金の下限で207,000円、労働時間を168時間とすると1時間当たり1,237円です。佐賀はこのようなデータが無かったので、比較資料がなかったのですけれども、佐賀県と格差が生じていると思います。

やはり県内内情を拡大していくうという部分では、特定最賃の持つ基幹産業を主に焦点を当てて、県内の育成をしながら、注目するのは隣接県であり、そういう部分も参考にしたかたちで特定最賃のあり方をお願いしたいということでございます。

○甲斐会長

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○東島委員

同じことにはなると思うのですけれども、今、佐賀県のものづくり産業の3つの業種の特賃が、他県や九州の隣県では結構のみ込まれているというところがある中で、これまで改定を行ってきたというのは大変大きな意味を持っていると思います。

一般機械産業は、一番大きなところは300人弱、小さなところは10人満たないような企業が多くおられる産業です。私もこの間、そこの企業で働く方の声を聞いてみましたが、一般機械というのは本当に高度な技術をお持ちで、大変プライドを持って仕事をされています。本当に1日や2日で仕事をしたからできるような作業ではなく、年月かけてやった技術が必要な業界で、数十人のところの企業でも本当に技術を持った方々が、佐賀県のものづくりというところで貢献して佐賀県を引っ張っていってくださっていると思います。特定最賃の金額をどうするかというよりも、審議することを続けたいと強く思います。

○山口委員

陶磁器ですけど、昨年まで陶磁器の特定最賃は14年連続で1円プラスという厳しい結果が続いています。毎年、審議をする前は地賃にのみ込まれております。それでも、私たちは毎年、労使双方の立場で真摯に議論を重ねてきました。

昨年の協議では、使用者側から、まずは経営の再建が最優先であるとの意見がありました。私たち労働者側としては、経営再建の土台となるのは人材確保であり、賃金改善による人材の定着であるという考えを強く伝えました。交渉は平行線をたどり労働者も長い間、陶磁器産業の収縮を目の当たりにしているものですから、経営の再建に期待して賃金に対して苦渋の選択をせざるを得ない年もあります。

本年も審議のときに経営再建についてどのような取り組みがされたとか、そのようなことをお聞きし、審議の場を設けていただきたいという思いと、あとは本当に陶磁器を残していただきたいと思っております。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

ただ今、使用者側の御意見、労働者側の御意見をお伺いしました。その上で、公益としましても、やはり労働者の皆様がこれだけの署名を書かれて、集まって申し出をされているということについて、やはりそこは重く受け止めるべきではないかと思っております。その上で、必要性の有無についての審議をしているわけですけれども、これまでの状況を見ましても、先ほど山口委員もおっしゃいましたけれども、今までずっと陶磁器は地賃プラス1円でずっと改定してきた歴史があり、電機については、昨年は少し超えましたけれども、佐賀県の3つの基幹産業を考えるよきに、やはり特賃が必要であろう、審議は必要であろうということで必要性ありということで進めてきました。

機械につきましては、今年度初めて地賃が超えるという状況になってしまったのですけれども、確かに地賃の目安が上がってきただけの状況はあります、それと他の3つの産業との優位性ということを考えましたら、やはり審議をして議論をして、その結果どうであったかという方向に持っていくというのも重要なことではないか、それが労働者の申し出に答えられるということになるのではないかという思いもあります。

それからもう1点は、先ほど、狩野委員が言われた、少ない数ですけれども残した方がいいというか、必要性有りと答えられた企業におきまして、県内企業の革新を進めていくとか、そういうことについて特賃の役割というのを重要視されている企業の経営者の方かなと思いました。

それと福母委員がこの前、アンケートの結果を言わされましたけれども 10 社のうちの5社は残した方がいい、必要性ありと答えられているというところもありましたし、その中に産業として埋没すべきではないのではないかという御意見があったとこの前聞いた気がします。そういうことも含めますと、やはり佐賀県の基幹産業であるこの3つにつきまして、賃金をどうするのかという審議の機会を設けるということは必要ではないか、逆に審議の機会を設けないということになりましたら、それなりの理由が必要ですし、県最低賃金が上回ったからというだけでは、労働者側の申し出に対して十分答えることにはならないのではないかと考えたりしています。そういうことも含めまして、もう少しご相談したいというか、議論を進めたいと思っているのですけれども、公益の先生方いかがでしょうか。

今日は、使側の皆様からも御意見をいただきましたし、労側からもそれぞれ個別にも御意見をいただきました。それで、これからのお進め方なのですけれども、少し時間を取りまして使用者側と公益側とでまずお話をします。そして、公益側と労働者側で話をするという時間を設けたいと思いますけれどもいかがでしょうか。それぞれの思いは承りましたので、少し突っ込んだ話をというか、現実的な話をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。使用者の皆様もよろしいですか。

(異議なし)

○甲斐会長

それでは、まず使用者と公益の方で2者協議をしたいと思っております。労側の皆様は控室を用意してありますので、まず控室の方にお待ちください。

〔労働者側委員退室〕
〔使用者側委員・公益委員と個別折衝〕
〔使用者側委員退室、労働者側委員入室〕
〔労働者側委員・公益委員と個別折衝〕
〔使用者側委員入室〕

【第2回全体会議】

○甲斐会長

お待たせいたしました。

ただ今、公労の間で協議を続けました。その際、使用者側と話をさせていただいた内容についても、お伝えした上で議論を進めてきたところです。その中で、労側から申し出に資料を追加させていただきたいという希望がありまして、今日が2回目の審議となります。もう一度審議の場を設け、次回3回目を開催させていただければと思っています。公益の方でも、もう一度議論をして使用者の皆様にもご理解をいただけるところはいただきたいという気持ちもあり、本日は、これで議事を終了させていただきたいと思います。大変お忙しいところに申し訳ございませんけれども、次回、必要性の有無につきまして審議を実施したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から今後の説明についてお願ひいたします。

○河野賃金室長

それでは、3回目の審議を開催するということで、まずは日程調整が必要かと思います。できれば10月14日から24までの間で日程調整をさせていただきたいと思っております。今、いらっしゃる委員の皆様には、日程調整表をお配りしますので、もしこの場で都合が分かる方は、×を書いていただいて、お帰りいただければと思います。お分かりにならない方につきましては、日程表データをメールでお送りしますので、後日メールでお答えいただけたらと思います。日程が決まりましたら速やかに皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

それでは、本日時間を延長しておりますけれども、皆様におかれましては熱心に議論いただきましてありがとうございました。お忙しい中、大変申し訳ございませんが、もう一度開催をさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の審議会はこれで終了したいと思います。

本日の議事録の署名につきましては、労働者側は松尾委員、使用者側は平野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、お疲れ様でございました。

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
